

# 社団法人 新潟県測量設計業協会定款

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本協会は、測量、設計及び監理に関する業務の改善進歩を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、社団法人新潟県測量設計業協会と称する。

(事業)

第3条 本協会は、第1条の目的を達成するために次の業務を行う。

1. 測量、設計及び監理その他土地利用に関する業務を改善するために必要な調査及び研究
2. 関係機関及び団体との交渉、連絡並に提携
3. 測量設計関係の資料の蒐集及び紹介
4. 会員の委託業務に対する業務完成保証
5. 第1号に掲げる業務に関する受託
6. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本協会の主たる事務所は、新潟市に置く。

(支部)

第5条 本協会は、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本協会の会員は、正会員及び賛助会員の二種とする。

(会員の資格)

第7条 本協会の会員は、新潟県内に在住する測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者として登録を受けた者及び本協会の事業を賛助する個人又は団体とする。

(正会員)

第8条 正会員は、新潟県に在住する測量業者とする。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、個人又は団体で本協会の事業を賛助する者とする。

(入会)

第 10 条 会員になろうとするものは、会員 2 名以上の紹介による所定の入会申込書を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第 11 条 前条の承認を受けた者は、総会で定めた入会金を納めたとき会員となる。

2 前条の入会金は、別に定める期限までに納めなければならない。

(会費)

第 12 条 会員は所定の期限までに総会で定めた会費を納めなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 退会し、又は除名された会員が既に納めた入会金・会費・その他の抛出金品は、返還しない。

(会費の滞納)

第 14 条 会員が会費を滞納したときは、会長は、理事会の議決を経て、その会員の権利を停止することができる。

(退会)

第 15 条 会員は退会しようとするときはその理由を明示し、会長の承認を得なければならない。

第 16 条 会員は、次の事由によって当然に退会したものとみなす。

1. 会員の資格喪失
2. 死亡

第 17 条 会員が、次の事項に該当するときは、理事会の議決を経て退会を勧告し、又は除名する。

1. 本協会の名誉をき損したとき。
2. 本協会の秩序を乱す行為のあったとき。
3. 本協会の定款に違反したとき。
4. 本協会の会費を所定期限から 2 ヶ月以上滞納したとき。

(除名異議の申立)

第 18 条 除名されたものが異議を申立てた場合、理事会はこれを再審査しその結果を本人に通知しなければならない。

(移動の届出)

第 19 条 会員は、次の事項が発生したときはすみやかにこれを本協会に届出なければならない

ない。

1. 測量業の休廃止
2. 営業所の変更
3. 住所の変更

(資料の提出)

- 第 20 条 会長は、各会員の事務に関する調査を行うため、会員に必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 会員は、資料の提出を求められたときは、すみやかに会長に提出しなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

- 第 21 条 本協会に次の役員を置く。
- 会長 1 名・副会長 3 名・理事 13 名以上 15 名以内(会長・副会長を含む) 監事 3 名以上 5 名以内
- 2 専務理事を置くことができる。

(役員を選任)

- 第 22 条 理事並びに監事は、総会の議決で正会員から選任する。
- ただし、監事 1 名は協会関係者以外から選任する。専務理事は正会員以外から選任することができる。
- 2 会長・副会長は理事の互選により定める。

(報酬等)

- 第 22 条の 2 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 報酬及び費用の弁償については、会長が総会の議決を経て別に定める。

(役員の仕事)

- 第 23 条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を組織する。
  - 4 専務理事は、本協会の常務をつかさどる。
  - 5 監事は本協会の事務を監査する。

(役員任期)

- 第 24 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は任期満了後でも後任者の就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問、相談役)

第 25 条 本協会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。任期は会長の任期にしたがう。
- 3 顧問及び相談役は、重要会務について会長の諮問に応ずる。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第 26 条 会議は、総会、理事会及び委員会の 3 種とする。

第 27 条 総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に招集する。
  1. 理事会に於て必要と認めたとき。
  2. 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
  3. 監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第 28 条 総会は、会長が日時、場所及び附議すべき事項を示した文書で 1 週間前までに会員に通知して招集する。

第 29 条 総会は、次の事項を議決する。

1. 事業報告及び事業計画
2. 収支予算及び決算
3. 定款の変更
4. 本協会の解散
5. その他理事会が必要と認めた事項

(会議の議事)

第 30 条 総会は、正会員総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議事を行い及び議決することができない。

- 2 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。
- 3 総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第 31 条 正会員は、各壹個の議決権を有する。

- 2 議決権の行使は、他の出席正会員にこれを委任することができる。
- 3 前項の委任は、これを出席とみなす。ただし、委任状を提出しなければならない。

(理事会)

- 第 32 条 理事会は、理事を以て組織し、必要に応じて随時会長が招集する。ただし、理事の過半数以上から請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 3 理事会は、定款及び総会で定められた会務の執行に関する事項を議決する。
  - 4 理事会は、理事の過半数以上出席しなければ会議を開き議決することができない。
  - 5 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

- 第 33 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
1. 総会及び理事会の日時及び場所
  2. 総会にあつては正会員の現在数、理事会にあつては理事の現在数
  3. 総会にあつてはその会議に出席した正会員の数(表決委任者を含む)、理事会にあつてはその会議に出席した理事の氏名
  4. 議決事項
  5. 議事の経過概要及びその結果
  - 6 議事録署名人の選任に関する事項
  - 7 議事録には、総会にあつては議長のほか出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、理事会にあつては議長のほか出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 会 計

(経費支弁)

- 第 34 条 本協会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入でこれを支弁する。

(会計年度)

- 第 35 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 第6章 雑 則

- 第 36 条 本定款の細則その他の規程は、理事会の議決を経て会長が定める。

(委員会)

第 37 条 本協会の事務執行上必要があるときは、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、理事会に諮って会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第 38 条 本協会に事務局を設ける。

2 事務局の組織その他の必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

## 附 則

この定款は、本協会の設立認可の日から施行する。  
創立時の役員の任期は 1 年とする。

(昭和 38 年 10 月 23 日新潟県知事認可)

(昭和 42 年 4 月 4 日新潟県知事認可改正)

(昭和 44 年 8 月 18 日新潟県知事認可改正)

(昭和 48 年 3 月 10 日新潟県知事認可改正)

(昭和 50 年 6 月 30 日新潟県知事認可改正)

(昭和 57 年 8 月 18 日新潟県知事認可改正)

(昭和 60 年 4 月 1 日新潟県知事認可改正)

(平成 7 年 6 月 16 日新潟県知事認可改正)

(平成 11 年 3 月 31 日新潟県知事認可改正)